令和2年川西町議会 第1回臨時会会議録

> 開会 令和 2 年 5 月11日 閉会 令和 2 年 5 月11日

令和2年川西町議会第1回臨時会会議録 (開 会)

招集年月日	令和2年5月11日					
招集の場所	川西町役場議場					
開会	令和2年5月11日 午前10時 宣告					
出席議員	2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾					
	4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子					
	7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎					
	10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也					
欠席議員						
	町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美					
121条の 規定	教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男					
により説明の	子育て支援担当理事 奥 隆至 会計管理者 福本 誠治					
ため出席した	総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲					
者の職氏名	税務課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘					
	長寿介護課長 岡田 充浩 教委事務局長 吉岡 秀樹					
	事業課長 山口 尚亮					
	事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣					
本会議に職務	議会事務局長 中川 辰也					
のため出席し	モニター係 安井 洋次					
た者の職氏名						
本日の会議に	別紙議事日程に同じ					
付した事件						
会議録署名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した					
議員の氏名	12番 芝 和也 議員 2番 弓仲 利博 議員					

川西町議会第1回臨時会(議事日程)

令和2年5月11日(月)午前10時00分開会

日程						
日作		11 4				
第 1		会議録署名議員の指名				
第 2		会期の決定				
第 3	承認第2号	川西町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について				
第 4	承認第3号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について				
第 5	承認第4号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の専決処分について				
第 6	承認第5号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の専決処分について				
第7	承認第6号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の専決処分について				
第8	承認第7号	川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について				
第 9	承認第8号	川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分のについて				
第 10	議案第 29 号	令和2年度川西町一般会計補正予算について				
	(日程追加)					
第 3	選挙第1号	議長選挙について				
第 4	選挙第2号	副議長選挙について				
第 5	選挙第3号	議会選出の議員の選挙 式下中学校組合議会議員 国保中央病院組合議会議員				
第 6	承認第2号	川西町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について				
第 7	承認第3号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について				

第8	承認第4号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の専決処分について			
第 9	承認第5号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について			
第 10	承認第6号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の専決処分について			
第 11	承認第7号	川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に いて			
第 12	承認第8号	川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分のについて			
第 13	議案第 29 号	令和2年度川西町一般会計補正予算について			
第 14	同意第1号	監査委員(議員)の選任について			

(午前10時00分 開会)

議 長 (伊藤彰夫君) 皆さん、おはようございます。

竹村町長。

本日、令和2年川西町議会第1回臨時会を招集されましたところ、議員各位には、公私御多忙の中、御出席を賜りまして、心から敬意を表する次第であります。

本臨時会が円滑に事が運び得ますようによろしくお願い申し上げまして、 議会開会の挨拶といたします。

なお、本臨時会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策の ため、出席者全員にマスクの着用を求めていますので、御了承ください。 開会に先立ち、町長より挨拶を受けることにいたします。

町 長(竹村匡正君) 議員の皆様、おはようございます。臨時会の開会に 当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年川西町議会第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、現在、私たちの最大の関心事であります新型コロナウイルスですが、 議員皆さんも御存じのとおり、4月7日に7都府県に発出された緊急事態宣言 は、4月16日には対象地域を全国に拡大、また、期間も5月末まで延長され、 感染拡大防止のための外出自粛や営業自粛など、全国民に多大な影響を及ぼし ているところであります。

本町におきましても、これまでに6回の対策本部会議を開催し、幼・小・中学校の休業、文化会館、中央体育館を初めとした町施設の休館、行事・イベントの中止などを取り決め、町民の皆様に不便を強いているところであります。

なお、これら感染拡大防止対策が功を奏した暁には、再び従来の日常が戻る ことを信じ、住民の皆様には、もうしばらく御辛抱が必要なことを御理解いた だきたいと願っておりますし、議員皆さんにおかれましても、御理解、御協力 をよろしくお願い申し上げます。

そのような中、本臨時議会においては、条例の専決処分の承認案件7件、一般会計補正予算1件につきまして御審議願うものであり、特に補正予算案は、新型コロナウイルス対策に関するものが主なものとなっております。

何とぞ慎重審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、臨時会開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (伊藤彰夫君) 初めに、閉会中に辞職を許可しました議員を報告い たします。

地方自治法第126条ただし書の規定により、3月31日、松井宏至議

員の辞職を許可いたしました。これにより、現在の議員数は11名であります。

以上が報告でございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番 芝 和 也君、2番 弓仲利博君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日間と 決定いたします。

(議長席 議長退席)

議会事務局長(中川辰也君) ただいま伊藤議長より、議長辞職願が提出され、 降壇されましたので、松村副議長、議長席に登壇をお願いいたします。

(議長席 副議長着席)

副 議 長 (松村定則君) ただいまから議長代行を務めさせていただきます。 議長 伊藤彰夫君より議長辞職願が提出されましたので、議長辞職につ いてお諮りいたします。

伊藤彰夫君の議長辞職願の朗読を省略し、議長辞職を許可することに御 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 (松村定則君) 異議なしと認めます。よって、伊藤彰夫君の議長 辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤彰夫君より、挨拶したいとの申し出がありますので、これを許可し たいと思います。

伊藤彰夫君。

8番議員(伊藤彰夫君) 議長辞職に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。 私、昨年の5月臨時会におきまして、議員各位の御推挙により議長に選出していただきました。今日まで、町政の発展のために及ばずながら微力を尽くしてまいりました。

在任中は、議員皆様を初め理事者の皆様方には、多大なる御支援、御協力を賜り、議長の重責を果たすことができました。ここに心より感謝申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議長辞職の御挨拶とさせていただきます。 まことにありがとうございました。 (拍手)

副 議 長(松村定則君) お諮りいたします。

議長の辞職に伴い、新たに議長を選挙する必要がありますので、この際、 追加議案として議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議 題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 (松村定則君) 異議なしと認め、日程第3といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時12分 再開)

副 議 長(松村定則君) 再開いたします。

日程第3、選挙第1号、議長選挙について。ただいまより議長選挙を行います。

お諮りいたします。

議長選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、副議 長よりの指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ございません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 (松村定則君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指 名推選とすることに決定いたしました。

議長に福西広理君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名されました福西広理君を議長当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 (松村定則君) 異議なしと認めます。よって、福西広理君が議長 に当選されました。

ただいま議長に当選されました福西広理君が議場におられますので、 会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

福西広理君より、当選の受諾及び挨拶があります。

福西広理君。

7番議員(福西広理君) 議長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様の御推挙により、議長に就任させていただくことになりました。大変光栄に存じますとともに、職責の重大さを痛感しているところでございます。

この上は、微力ではございますが、町政の発展に最善の努力をしてまいる所存ですので、議員の皆様並びに町長を初め理事者の皆様方には、今後とも格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任の

御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

副 議 長 (松村定則君) 議長席を福西広理議長と交代いたします。

御協力、ありがとうございました。

議会事務局長(中川辰也君) 議長、議長席にお着き願います。

(議長席 副議長退席、議長着席)

議 長(福西広理君) 副議長 松村定則君より副議長辞職願が提出されま したので、この際、副議長辞職についてお諮りいたします。

松村定則君の副議長辞職願の朗読を省略し、副議長辞職を許可すること に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、松村定則君の副議長 辞職を許可することに決定いたしました。

松村定則君より、挨拶したいとの申し出がありますので、これを許可します。

松村定則君。

5番議員(松村定則君) 副議長辞職に際しまして、一言御挨拶申し上げます。 私、昨年5月臨時会におきまして、議員各位の御推挙を賜り、副議長に 選出していただきました。今日まで、議員の皆様を初め関係各位の温かい 御指導、御鞭撻を賜り、重責を果たすことができました。心より厚く御礼 申し上げまして、簡単ではございますが、副議長辞職の御挨拶とさせてい ただきます。

ありがとうございました。(拍手)

議 長(福西広理君) お諮りいたします。

副議長辞職に伴い、新たに副議長を選挙する必要がありますので、この際、追加議案として副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認め、日程第4といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時33分 再開)

議長(福西広理君) 再開いたします。

日程第4、選挙第2号、副議長選挙について、ただいまより副議長選挙 を行います。

お諮りいたします。

副議長選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長よりの指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名 推選で行うことに決定いたしました。

副議長に弓仲利博君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名されました弓仲利博君を副議長の当選人と定めることに御 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、弓仲利博君が副議長 に当選されました。

ただいま副議長に当選されました弓仲利博君が議場におられますので、 会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

弓仲利博君より、当選の受諾及び挨拶があります。

弓仲利博君。

2 番議員 (弓仲利博君) 副議長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様の御推挙により、副議長に就任させていただくことになりました。大変光栄に存じますとともに、職責の重大さを痛感しているところでございます。

この上は、微力ではございますが、議長とともに町政の進展のため全力を尽くしてまいる所存でございますので、何とぞ皆様方の格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

議 長(福西広理君) 続きまして、議長報告といたしまして、福西広理、 弓仲利博君の議長・副議長の就任及び議員辞職による欠員に伴い、厚生委 員会副委員長に松村定則君、工業ゾーン創出特別委員会委員長に伊藤彰夫 君、同副委員長に福山臣尾君、議会運営委員会委員に福山臣尾君、都市計 画審議会委員に伊藤彰夫君がそれぞれ選任されました。

なお、名簿等につきましては、整理次第お配りいたします。

続いて、お諮りいたします。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員及び国保中央病院組合議会議員であります伊藤彰夫君、松村定則君より、それぞれ辞任願が提出されましたので、この際、議会選出委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、辞任願の朗読を省略 し、議会選出の川西町・三宅町式下中学校組合議会議員及び国保中央病院 組合議会議員の委員の辞任を許可することにいたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員の辞任による欠員及び議員辞職による欠員となりました 議会選出の委員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、本案件を日程第5に 追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名 推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名すること に決定いたしました。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員に伊藤彰夫君、福山臣尾君、弓仲利博君を指名いたします。国保中央病院組合議会議員に福西広理、弓仲利博君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員及び国保中央病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

ただいま当選されました各議員が議場におられますので、会議規則第3 3条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

続きまして、日程第6、承認第2号、川西町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてより、日程第13、議案第29号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。 お諮りいたします。

日程第6、承認第2号、川西町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてより、日程第13、議案第29号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてまでの承認案7件、議案1件を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、御説明いたします。

今回の臨時議会では、承認案件7件、予算議案1件の計8件を上程させていただいておりますが、主な内容は、法令の改正並びに新型コロナウイルス感染症対策に伴う条例改正の専決処分と補正予算案であります。

それでは、承認案件から順次御説明をさせていただきます。

まず、承認第2号、川西町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に ついてでございます。

3ページ目に「条例の概要」をつけておりますが、地方税法等の改正に伴いまして、町民税において、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族に関する申告方法の変更、固定資産税において、所有者不明土地等に関する課税・申告の特例措置、たばこ税において、課税免除の適用に関する手続の簡素化、その他所要の改正に関し、専決処分を行ったものであります。

次に、承認第3号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 専決処分についてでございます。

3ページ目の「条例の概要」にございますとおり、承認第2号同様に地方税法等の改正に伴う条例改正でありまして、課税額のうち基礎課税額と介護納付金賦課額に係る課税限度額の引上げ、低所得者層の税負担の軽減を図るための軽減判定所得基準の見直し、長期譲渡所得の課税特例の適用を行うための改正に関し、専決処分を行ったものであります。

次に、承認第4号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

3ページ目の「条例の概要」を御覧ください。

これは、当該条例のベースとなる「従うべき基準及び参酌すべき基準」を定めた厚生労働省令の改正に伴うものでありまして、放課後児童支援員の認定資格を、知事及び指定都市の長に加え、中核市の長が行う研修を修了した者とする改正に関し、専決処分を行ったものであります。

次に、承認第5号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

3ページ目の「条例の概要」にありますとおり、これも承認第4号と同様、当該条例の「従うべき基準及び参酌すべき基準」を定めた厚生労働省令の改正に伴うものでありまして、家庭的保育事業者に課せられる連携保育施設の確保義務の例外規定と居宅訪問型保育事業の提供する保育に、保護者の身体上、精神上、環境上の理由により家庭において養育困難な場合を追加する改正を専決処分したものであります。

次に、承認第6号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分につい てでございます。

3ページ目の「条例の概要」にございますとおり、これも承認第4号、 承認第5号同様、当該条例の「従うべき基準及び参酌すべき基準」を定め た内閣府令の改正に伴うものでありまして、特定地域型保育事業者の連携 施設の確保義務の例外規定を追加する改正を専決処分したものであります。

次に、承認第7号、川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

3ページ目の「条例の概要」にございますとおり、本町での事務に後期 高齢者医療広域連合において新型コロナウイルス感染者等に支給する傷病 手当金の申請書の受付事務を追加する改正を専決処分したものであります。

最後に、承認第8号、川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の 専決処分についてでございます。

3ページ目の「条例の概要」を御覧ください。

これは、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに 感染し、または感染が疑われるときに、療養のため就労できなかった場合 に傷病手当金を支給する規定を追加する改正を専決処分したものでありま す。

以上が、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行った改 正条例の内容であります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますよう、お願いいたします。 続きまして、議案第29号、令和2年度川西町一般会計補正予算につい て御説明いたします。

1ページを御覧ください。まず、歳入歳出予算でありますが、歳入歳出にそれぞれ9億58万2,000円を追加し、総額67億987万8,000円とすることとし、地方債については、3ページの第2表「地方債補正」にありますとおり、緊急防災・減災事業債の限度額を4,640万円に増額し、地方債全体の限度額を7億7,046万9,000円に増額することとしております。

内訳については、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。 6 ページをお開きください。

まず、歳出からですが、第2款総務費 第1項総務管理費において、8

億8,074万1,000円を増額することとしておりまして、第3目財産管理費で、庁舎防災対策工事に係る追加経費として970万円、第12目特別定額給付金事業費で、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として措置された1人10万円の特別定額給付金の執行経費8億7,104万1,000円を増額補正するものであります。

その下、第3款民生費 第2項児童福祉費においては、第5目子育て世帯への臨時特別給付金事業費として、1,484万1,000円を増額補正するものであります。これも国の緊急経済対策を受け、児童手当を受給する子育て世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を上乗せ支給する臨時特別給付金に関する執行経費であります。

7ページを御覧ください。第4款衛生費 第1項保健衛生費においては、第4目保健センター費として500万円を増額補正するものであります。これは、新型コロナウイルス感染症対策行動計画に定められた蔓延防止対策の一環として、需給が逼迫しているマスクを町が一括購入し、特に必要としている関係機関や入手できず困っておられる町民の皆様に配布し、感染防止の一助とすることとしております。

次に、これらの増額補正に係る財源について、4ページと5ページの事項別明細書の歳入で御説明いたします。

補正額 9 億 5 8 万 2,000円のうち、第 1 4 款国庫支出金が 8 億 8,5 8 8 万 2,000円でありまして、特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業に対する国庫補助金を受け入れる予定であります。

第19款繰越金では500万円の増額補正を予定しておりますが、これ については、予算額を超過する決算剰余金が見込まれることから、500 万円を増額いたします。

第21款町債ですが、冒頭に御説明したとおり、緊急防災・減災事業債 970万円の増額補正を予定しております。

以上が、今般上程させていただく補正予算案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいた します。

議 長(福西広理君) 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入り ます。

質疑ありませんか。

12番 芝君。

12番議員 (芝 和也君) 12番 芝 和也です。それでは、今の承認案件7本並びに補正予算案1本について若干お尋ねをいたします。

まず、承認案件でありますけれども、今般は、地方自治法等の改正に伴いまして、文言の整理や制度の手続上のもの、そして、税額そのものに関わるものの改正が行われているわけでありますが、いずれも議決案件としてはやはり慎重に事を進めるべきものと心得ておりますが、手続上の問題

や文言整理というようなものはともかくとしまして、国保税条例のような 税額そのものに関わるものについては、専決処理は避けるべきではないか と、かように考えるところであります。

この辺について、町長の考え方、専決処理を行う議案についての見極め、 その辺の御所見をお伺いしたいと存じます。

続いて、一般会計補正予算について3点ほどお伺いいたします。

まず1点は、庁舎の防災対策の設計監理料の計上でありますが、これは、庁舎そのものの電源を災害時にきちんと維持するということの補正なんですけれども、水害等の災害発生時に、現在電源が入っているのが文化会館で一旦全部受けて、それを庁舎や文化会館等にまくばっていると。その分を庁舎部分は文化会館を経由せずに直接こっちへ入れるという工事になっていますので、もともとの文化会館の電源を受けている機能はそのまま残るということになります。そうなりますと、水害発生時等は地下にある電源の受入れのところが浸水等によりダウンしてしまうということになると思います。

この辺、これから先ですけれども、そういった電源の受入れの対応の問題として、今後の計画をどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

それから、コロナ対応で国の取組でありますけれども、個人給付の取組が始まります。同様の手だてとして、町としてそういった休業補償等個人給付に関しては取り組む考えはないというのが、これまで町長から伺っている話でありますが、最前、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これの扱いでかなり広範囲にわたって、川西町に関しては6,50万円でしたか、割り当てがあるということで、それの使い道を今鋭意検討しているというお話でありました。

この辺、結局、皆さんの休業補償的な、減収になっている分をどう支えていくかということが今間われている問題です。みんなでコロナを乗り切るために、とにかく外出を控えて移動による接触を絶つべく努めている加減で、その収入減が起こっているということですので、やっぱりそれを町としても支えていかんとあかんやろうと、かように考えるところであります。その辺、この臨時交付金の話もありますから、手だてが変わってきていると思いますけれども、町としての考え方をお聞かせいただきたいと存じます。

それから、マスクの全戸配布に関してでありますけれども、これは、現在も入手困難の中で、入手されていない皆さんにとっては朗報だというふうに思います。これも臨時交付金の使い方によって若干状況が変わってきていますけれども、これは長丁場になることから言いますと、今般のマスクの配布の取組の後、第2弾、第3弾、その辺について、これから先の方策はいかがお考えか、お尋ねをしておきます。

以上です。よろしくお願いします。

議 長(福西広理君) 住民保険課長。

住民保険課長(大西成弘君) 私からは、芝議員の御質問の中で国民健康保険 税の専決処分についてのみお答えいたします。

今回、条例の専決処分をする国民健康保険税条例につきましては、関係する法律の地方税法、地方税法施行令ともに令和2年3月31日に公布され、4月1日が施行日ということでありますので、国民健康保険税の賦課期日が4月1日となっていることから、令和2年度の国民健康保険税に反映させるためには、3月31日にさかのぼり専決処分をした上で、直近の議会に上程することになります。

今回、条例改正の軽減措置の拡充に関する提案につきましては、法律上は被保険者に不利益にはならないという判断のもと、今回、遡及して条例改正の提案をしております。

ただ、今回の改正には、一部分ですが、限度額の見直しにより負担増となる世帯がございますが、国が定めた一定基準額以上の所得とみなして改正を行うもので、高齢化や高度医療などにより増え続ける医療費を補うためにも必要な措置であると考えます。

また、中間所得者層の方の負担軽減を図るための目的となっていることからも、専決処分をし、承認案件として上程させていただいております。 私からは以上です。

議 長(福西広理君) 竹村町長。

町 長(竹村匡正君) 専決承認案件については、今、住民保険課長が申したとおりの所見を私も持っている次第でございます。

一般会計補正予算についての御質問にお答えさせていただきます。

文化会館の電源確保についての今後の計画ということでございますが、今回の補正予算で計上いたしました庁舎防災対策工事に係る設計及び監理委託料は、芝議員がお述べのとおり、水害等の災害発生時に対応するための電源工事の設計及び監理委託料となります。本町といたしましては、防災対策本部となる役場への防災対策は喫緊の課題であることから、本年度中に工事を完了したいと考えております。

文化会館側の電源移設等の計画につきましては、多額の経費が必要となることが想定されることから、現時点では考えておりませんが、本町の事業継続計画における代替え施設となっていることから、今後、本町の財政状況を考えながら検討していかなければならないと考えておる次第でございます。

次の個人への給付金の支給等、国と同様に町としての手だてを考えていないのかという御質問につきましては、新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を把握しながら、国や県、医療関係者、そして町民が一丸となって新型コロナウイルス感染症対策を的確に進めていくため、本町といたしましては、まずは国が講じている新型コロナウイルス感染症対策を早急に、

また確実に進めてまいることが大切であると考えておりますことから、国の対応と同様の個人への給付金支給といった対応については、現段階においては考えてはおりません。ただ、先ほど芝議員がおっしゃっていたとおり、臨時交付金が交付されることから、この交付金を活用した対応を今後検討してまいりたいと考えております。

次に、マスクの全戸配布の第2弾、第3弾の方策についてでございますが、現段階において第2弾、第3弾ということは考えておりませんが、今後も臨時交付金というのが第2弾、第3弾と出てくるようであれば、またその中で検討してまいりたいと考えております。

今回、臨時会で上程させていただいたマスクの配布対応については、できる限り素早く対応してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長(福西広理君) 12番 芝君。

12番議員(芝 和也君) まず、専決処理についての考え方でありますけれども、要は、中身はともかく、やらんなんことですので、処理せなあきませんねんけど、結局、議会を開くいとまがなかったので専決処理したということで、そういうルールにのっとって町の専決処分、こういうことになっています。

おっしゃっているように、確かに国保で言えば賦課の基準日、期限、始まりがありますので、それに間に合わそうと思ったら、年度内に決めてしもうて専決処理せんなんということになりますけれども、今言いましたように、結局、議会を開こうと思って皆さんに招集をかけたけれども、集まってもらえなかった、開くことができなかった、だからこうしたというのが、専決処理議案の大きな理由になっていますのでね。それでいけば、税額に関わるような議案の場合は——確かに期限の問題があるから、そういう処理をせなあきませんねんけども、やっぱり議会に諮って、税額がこう変わりますということで議決を受けて執行していくというのが事の進め方ではないかなと、こういうふうに思っているところです。

この国保税で言えば、担当事務方とやり取りしていましたところ、影響額とか、その辺、どう変わってくるんやという話になってきますと、やっぱり住民税が確定して、そこから後でないと出てこないという話ですので、それでいけば、結局どういうふうに状況が変わるのかということがわからんままに、先に議決していくというふうな話になってきますのでね。その辺は、事の進め方として、こういった税額に関わるようなことについては、やっぱりきちんと議会に諮って事を進めていくというふうなことが必要ではないかと、かように思っているところです。

その辺、専決処理すべきもの、かけるべきもの、この辺、一定の見極め 基準みたいなものをきちんと持って、見極めながら進めていくべきではな いかと思うんですが、その辺について、町長はいかにお考えか、お聞きを しておいたいと思います。中身の問題もありますけど、結局、議会の諮り 方、進め方、議案の上程の仕方、その辺についてお伺いをしておきます。

それから、補正予算ですけれども、災害対応の問題については、庁舎は 庁舎で今般やることになりますけれども、文化会館のほうは、財政的な問題もあるから、これから先の検討ということでありましたけれども、町長 自身としても、代替施設としても使っていく施設に位置づけているから、 その辺は見ていかんなんということでしたので、計画的な改修の段取りを 打っていくことを引き続き求めておきたいと思いますので、よろしくお願 いします。

それと、個人給付の問題でありますけれども、結局、国の金額も日を追うごとに、もともと国民全体で言うたら1割に行くか行かんかぐらいの人のところに30万円という話が、そうと違うて1人10万円というふうにだんだん変わってきて、休業補償の問題とかで言いましても、国のほうも上限額が八千何ぼやったのが今は1万5,000円ぐらいと大方倍になって、一月休んでいる人やったら大方30万円近く入るというように、コロナ禍のもとでの対応が、国民の声も上がり、国会での議論も通じて政府は身も変わってきていると。その中からこの交付金も出てきたということでありますので、その交付金は有効に使っていくという町長が今般お考えの中身については、大いに有効に使っていくという町長が今般お考えの中身については、大いに有効に使っていくという町長がかのですけれども、それはそれとして、結局、町として、自治体として皆さんの暮らしを支えて応援していかんなんというのは、行政としては対応していかんとあかん問題やというふうに思います。

特にこのコロナ対応で言えば、地球全体を覆うような大災害ということになっているわけでありますので、そういう点では、自治体としてもそういう対応、住民生活を支援する、支えていくという対応は考えていかんとあかん問題やと思うんです。その辺、国からの交付金があれば、それに準じて対応していくということですけれども、それだけにとどまらず、町として、自治体としてそこはどうなんやということが問われていると思うんですが、その辺は町長御自身、いかがお考えになりますか。御所見をお伺いしておきたいと思います。

それから、マスクのほうは、これも交付金が次についてくるようやとやっていくという話でしたけれども、教訓としては、きちんと一定のストックを持って、それをいざというときに間に合わすということが、今、個人レベルでも、もともと持ってはらへんだ人は教訓として、ほとぼりが冷めたら、やっぱりマスクはストックして家に置いとかんなんなというのは皆が思ってはると思います。その辺の対応も含めてのことになってくると思いますし、また、例えば入手できてる人とできていない人とで、その辺の「マスク、マスク」と思うてはる思いが大分違うと思いますので、今は全

戸に一斉に配布ということで、それはそれで有効に働くと思いますが、今後はあっせんも含めて、必要な人には必要なマスクがきちんと届けられるという対応をとれるようなことを教訓として持っておくべきではないかと思うんですが、その辺の考え方もお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

議 長(福西広理君) 町長。

町 長(竹村匡正君) まず、専決承認の案件についてでございますが、議会を開くいとまがなかったというのは、先ほど課長が申したとおり、公布が3月31日で、4月1日が施行日ということでございますので、技術的に、書類の準備等も含めて議会を開くいとまがなかったというのは事実でございますが、その中で、専決処分をさせていただいたというのは、同じくこれも課長が申し上げましたとおり、大多数の被保険者の皆さんにとっては不利益にならない、逆に負担軽減となる措置であったことから、対応させていただいたという次第でございます。

例えば大多数の住民の皆さんが税負担が重くなるとか、そういうような 案件であれば、議会にも諮っていきたいと考えております。

次に、コロナウイルス感染対策に係る個人への給付という件に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、現時点では、臨時交付金を活用しての各種対策ということで、町独自での対応というのは、現時点では考えておりません。と申しますのも、このコロナウイルス感染症でございますが、一時期と比べて感染者数も幾分減少してきたとはいえ、いつまで続くか、まだ状況は不明でございます。その状況をしっかりと見極めながら、今後独自で対応するのかどうか、検討してまいりたいと考えております。

3番目のマスクについてでございますが、今回、全戸配布させていただきたいと考えております。第2弾、第3弾についても、先ほど申し上げましたとおり、今後また追加で臨時交付金などの措置があれば考えていきたいと思いますが、現時点では、今回まずしっかりと対応させていただきたいと考えております。

あと、これを教訓として、町としてマスクのストックを持つべきではないかという御指摘につきましては、今後しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長(福西広理君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

12番 芝君。

12番議員(芝 和也君) 12番 芝 和也です。今般提出の承認案7本並び

に今年度の補正予算案1本に対する討論を行います。

態度表明は、賛成の立場からのものであります。

まず、承認案でありますが、国の法改正等に準じての関係条例の条文等の整備がほとんどでありまして、手続上の整備でありますが、国保税条例においては、該当する被保険者の税額に関わる改定に当たります。内容は、法定減免の対象枠の拡大と国保税等の最高限度額の引上げでありまして、異論はありませんが、条例改定の進め方としては、税額に関わりますので、専決で処理することは決して好ましいことではありませんし、賦課する影響についても、住民税等の額の確定を待つまで、現状では定かでないということでありますから、やはり議論の材料としてきちんと整ってから処理すべき議案というふうに心得ます。

大多数の被保険者等に影響が出る場合は議会に諮るということでありますので、その点は、専決にするもの、議会に諮るものの見極めはきちんと 持って対応願いたいことを申し添えておきます。

また、補正予算案においては、現下のコロナ禍のもと、国による個人給付の手続を初め、全住民へのマスクの配布等が打たれておりますが、個人できていない皆さんにとっては歓迎されているところでありますが、個人レベルでは、個々の収入減に対する補償や休業要請による収入減の補償など、コロナ対応に起因するこうした問題に対しての姿勢が問われていることは間違いありません。この辺の手だての在り方についていることは間違いありません。この辺の手だての方法はさまがありで、手だての方法はさまでありますが、長丁場になるであろうこのコロナ対応に関しましてはでありますが、長丁場になるであろうこのコロナ対応に関しましてはでありますが、長丁場になるであろうこのコロナ対応に関しましてはでありますので、こうした問題に応えるべく、自治体としても手だてを打つことを求めておくものであります。

以上を申し述べまして、今般提出の承認案並びに補正予算案については、 いずれも賛成するものであります。

議 長(福西広理君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第2号、川西町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてより、議案第29号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてまでを 一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号から議案第29号までについて、原案どおり可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(福西広理君) 賛成全員により、各案件は、原案どおり可決いたしました。

ただいま町長より、同意第1号、監査委員の選任についてが提出されて おります。よって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、本案件を日程第14 に追加し、議題といたします。

事務局長に朗読を求めます。

議会事務局長(中川辰也君) 同意第1号 監査委員の選任について。

次の者を川西町監査委員に選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住 所 奈良見磯城郡川西町大字結崎330番地の96

氏 名 堀 格

生年月日 昭和19年3月30日

令和2年5月11日

川西町長 竹村匡正

以上でございます

議長(福西広理君) 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、本案件については、 提案説明を省略することに決定いたしました。

ただいま選任されました堀 格君は、地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、御退席願います。

(堀 格君 退席)

議 長(福西広理君) これより本案件に同意を求める件を採決いたします。 この採決は、挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案件に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(福西広理君) 賛成全員により、監査委員の選任について同意を求 める件は、同意することに決定いたしました。

堀 格君に自席に着席いただきますので、しばらくお待ちください。

(堀 格君 入場)

議 長(福西広理君) 以上で本臨時会に提出されました案件は全て議了い たしました。

各委員の選任が極めて順調に進められましたことに対し、議長としても お礼申し上げます。

今後とも議会運営が円滑に進められますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

閉会に当たり、町長より挨拶を受けることにいたします。 町長。

町 長 (竹村匡正君) 令和 2 年川西町議会第 1 回臨時会の閉会に当たり、 一言御挨拶申し上げます。

本議会に提出いたしました条例の専決処分、一般会計補正予算につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして承認・議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

また、併せて議会の改選が進められ、新しい陣容が決まりました。新しく就任されました福西議長、弓仲副議長を中心として、今後も議会の運営が円滑に行われるとともに、町政の進展に御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

臨時会の冒頭で申し上げました新型コロナウイルスに関してですが、国並びに県においては、感染拡大防止対策、社会経済対策など、各種対策を日々講じているところであることから、その動向を注視し、本町におきましても同じく各種対策を行ってまいりたいと、現在、鋭意検討中でありますので、議員各位におかれましては、最大限の御理解、御協力をお願い申し上げる次第であります。よろしくお願いいたします。

以上、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長(福西広理君) これをもちまして、令和2年川西町議会第1回臨時 会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

(午前11時20分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年5月11日

川西町議会前 議 長

前副議長

議 長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件	7 	議決月日	審議結果
選挙第1号	議長選挙について		5月11日	原案可決
選挙第2号	副議長選挙について		5月11日	原案可決
選挙第3号	議会選出の議員の選挙		5月11日	原案可決
承認第2号	川西町税条例等の一部を改正する条例の ついて	専決処分に	5月11日	原案承認
承認第3号	川西町国民健康保険税条例の一部を改立 専決処分について	Eする条例の	5月11日	原案承認
承認第4号	川西町放課後児童健全育成事業の設備 関する基準を定める条例の一部を改正す 決処分について		5月11日	原案承認
承認第5号	川西町家庭的保育事業等の設備及び選基準を定める条例の一部を改正する条例 について		5月11日	原案承認
承認第6号	川西町特定教育・保育施設及び特定地業の運営に関する基準を定める条例の一部条例の専決処分について		5月11日	原案承認
承認第7号	川西町後期高齢者医療に関する条例の- る条例の専決処分について	一部を改正す	5月11日	原案承認
承認第8号	川西町国民健康保険条例の一部を改正す 決処分のについて	ける条例の専	5月11日	原案承認
議案第29号	令和2年度川西町一般会計補正予算につ	いいて	5月11日	原案可決
同意第1号	監査委員(議員)の選任について		5月11日	原案同意